

九州運輸局の無事故表彰（2019年度 第1回）について

九州運輸局は、九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程に基づき、2019年度「第1回表彰」を下記要領により行います。

【表彰要領】

1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者

2. 表彰規程第4条第1項の表彰（一般表彰）

(1) 表彰基準

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

(注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

◎表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

| 事業用自動車数 | 期間 |
|-------------|------|
| 7両以下 | 5年 |
| 8両～10両 | 4年 |
| 11両～20両 | 3年 |
| 21両～40両 | 2年 |
| 41両～80両 | 1年6月 |
| 81両～160両 | 1年 |
| 161両～300両 | 9月 |
| 301両～600両 | 6月 |
| 601両～2,000両 | 3月 |
| 2,001両以上 | 2月 |

(注) 一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

(2) 表彰時期

2019年8月に予定

(注) 一般表彰及び特別表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

(3) 表彰手続き

(1)の基準に適合後6か月以内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「推薦書※」を添えて所轄運輸支局長あてに提出する。

※推薦書は県ト協が作成し、提出します。

3. 表彰規程第4条第2項の表彰（特別表彰）

特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

【提出書類について】

1. 提出期限

2019年5月10日（金）

2. 提出先

（公社）福岡県トラック協会 業務一課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

TEL：092-451-7845 / FAX：092-451-7964

※（必ず表彰規程を熟読の上、郵送もしくは持参で提出して下さい。）

3. 提出書類内訳

※無事故表彰の申請様式等は県ト協のホームページ (<https://www.hearty.or.jp/>) からダウンロードしてご利用下さい。

| 書 類 名 | | 提出部数 | 備 考 |
|-------|----------------------------|-----------|--|
| ① | 自動車無事故報告書（様式1） | 正本2部・写し1部 | |
| ② | 最近における運輸業務等の実績（様式2） | 正本1部・写し2部 | <p>※①～②については、<u>修正液等で訂正は出来ませんのでご注意ください。</u></p> <p>※③～⑨については、<u>九州地域内に複数の事業所がある場合、各事業所のものが必要です。</u></p> <p>※③～⑦については、<u>表彰期間中に選任し、途中で解任した者の分も含みます。</u></p> <p>※⑧～⑨については、<u>法令改正等に合わせて更新した最新のものが必須です。</u></p> |
| ③ | 運行管理者選任届（控） | 写し3部 | |
| ④ | 運行管理者指導講習手帳 | | |
| ⑤ | 整備管理者選任届（控） | | |
| ⑥ | 整備管理者選任前研修 修了証 | | |
| ⑦ | 整備管理者定期研修 修了証 | | |
| ⑧ | 運行管理規程 | | |
| ⑨ | 整備管理規程 | | |
| ⑩ | 様式2の4「最近実施した事故防止対策」についての資料 | | |

【お問い合わせ先】

（公社）福岡県トラック協会 業務一課 永田

TEL：092-451-7845 / FAX：092-451-7964